

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事佐瀬 昌三君 理事田嶋 好文君

理事花村 四郎君 理事吉田 安君

理事古屋 貞雄君 理事井伊 誠一君

林 信雄君 本多 市郎君

猪俣 浩三君 木原津與志君

木下 郁君 岡田 春夫君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君

檢察(民事局長) 村上 朝一君

法務事務官(人権擁護局長) 戸田 正直君

委員外の出席者

總理府事務官(調達庁事務局長) 山内 隆一君

總理府事務官(調達庁事務局長) 沼尻 元一君

檢察(刑事局長) 下牧 武君

局事務官 村 教三君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

三月八日

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七九号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

案(内閣提出第八〇号)

三月三日

仙台法務局津谷出張所存置に関する

請願(小山倉之助君紹介)(第二八一

号)

戦犯者釈放に関する請願(田中龍夫

君紹介)(第二八七六号)

広島法務局中条出張所存置に関する

請願(高橋順一君紹介)(第二九二七

号)

同月五日

高知地方法務局藤原出張所存置に關

する請願(長野長廣君紹介)(第三〇

一四号)

戦犯者釈放に関する請願(淡谷悠藏

君紹介)(第三〇一六号)

仙台法務局津谷出張所存置に關する

請願(庄司一郎君紹介)(第三〇七七

号)

神戸地方法務局家島出張所存置に關

する請願(堀川恭平君紹介)(第三〇

七八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月三日

戦争受刑者の釈放等に関する陳情書

(山口県玖波郡柳井町柳井地区保護

司會會長村上秀象外一名)(第一三六

九号)

戦争犯罪人の全面的釈放並びに抑留

同胞の引揚完了促進に関する陳情書

(長崎県南松浦郡浜ノ浦村議會議長

備前博之)(第一三七〇号)

津地方法務局村主出張所存置に關す

る陳情書(三重県安濃郡村主村長橋

本捷一外七名)(第一三七二二二)

同月六日

戦時混乱期における不法利得者に対

する臨時措置法等の立法に關する陳

情書(東京都港区赤坂青山北町一丁

目五番地都営アパート九号の一浜田

虎吉外一名)(第一四九九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

交通事件即決裁判手続法案(内閣提

出第二七号)(予)

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七九号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第八〇号)

人権擁護に關する件

○小林委員長 これより會議を開きま

す。

裁判所法の一部を改正する法律案及

び民事訴訟法等の一部を改正する法律

案、以上二案を一括議題とし、それぞ

れその趣旨説明を聴取することにいた

します。三浦法務政務次官。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律

案(昭和二十二年法律第五

十九号)の一部を次のように改正す

る。

第三十三条第一項第一号中「三万

円」を「二十万円」に、「行政処分

の取消又は変更の請求を除く。」を

「行政庁の違法な処分取消又は変

更に係る請求その他公法上の權利關

係に關する請求を除く。」に改める。

第六十一条の二及び第六十一条の

三を次のように改める。

第六十一条の二(家庭裁判所調査

官) 各家庭裁判所に家庭裁判所

調査官を置く。

家庭裁判所調査官は、第三十一

条の三第一項第一号の審判及び調

停並びに同項第二号の審判に必要

な調査その他他の法律において定

める事務を掌る。

最高裁判所は、家庭裁判所調査

官の中から、首席家庭裁判所調査

官を命じ、調査事務の監督、關係

行政機關その他の機關との連絡調

整等の事務を掌らせることができ

る。

家庭裁判所調査官は、その職務

を行うについては、裁判官の命令

に従う。

第六十一条の三(家庭裁判所調査

官補) 各家庭裁判所に家庭裁判

所調査官補を置く。

家庭裁判所調査官補は、上司の

命を受けて、家庭裁判所調査官の

事務を補助する。

第六十一条の四及び第六十一条の

五を削る。

第六十五条中「家事調査官、家事

調査官補、少年調査官、少年調査

官補」を「家庭裁判所調査官、家庭

裁判所調査官補」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年六月

一日から施行する。

2 この法律の施行前に地方裁判所

に訴の提起があつた事件について

は、第三十三条の改正規定にかか

わらず、なお従前の例による。

3 当分の間、最高裁判所の規則で

指定する簡易裁判所の民事訴訟に

關する事務は、その所在地を管轄

する地方裁判所又はその支部の所

在地に設立された簡易裁判所で最

高裁判所の規則で指定するものが

取り扱う。

4 前項の規定により簡易裁判所が

指定されたときは、その指定前に

管轄簡易裁判所で受理した事件

は、同項の規定にかかわらず、な

おその簡易裁判所で完結する。前

項の規定による指定が解除された

ときも、これに準ずる。

5 各家庭裁判所は、当分の間、最

高裁判所の定めるところにより、

家庭裁判所調査官補に家庭裁判所

調査官の職務を行わせることがで

きる。

6 この法律の施行の際現に家事調

査官、家事調査官補、少年調査官

又は少年調査官補の職にある者

は、別に命令を發せられないとき

は、それぞれ、家事調査官及び少

年調査官は家庭裁判所調査官に、

家事調査官補及び少年調査官補は

家庭裁判所調査官補に任命され、

且つ、現にその者の勤務する裁判

所に勤務することを命ぜられたも

のとみなす。

7 檢察審査會法(昭和二十三年法

律第四十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六十六条第六号中「家事調査官、

家事調査官補、少年調査官、少年

調査官補」を「家庭裁判所調査官、

家庭裁判所調査官補」に改める。

8 少年法(昭和二十三年法律第百

六十八号)の一部を次のように改

正する。

第一類第四号 法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第一類第四号

法務委員会議録第十五号

昭和二十九年三月九日

第七條の見出し、同条第一項及び第二項、第八條第二項、第十三條第一項、第十七條第一項第一号、第二十五條の見出し、同条第一項並びに第二十六條第一項中「少年調査官」を「家庭裁判所調査官」に改める。

9 裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。
10 裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案
民事訴訟法等の一部を改正する法律

第一条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第二百四十四條第二項を削る。
第二百四十三條から第二百四十五條までを次のように改める。
第二百四十三條 調書ニハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ期日ニ於ケル審判ニ関スル重要ナル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百四十四條及第二百四十五條削除
第二百四十七條中「口頭弁論ノ方式ニ関スル規定ノ遵守」を「口頭弁論ノ方式ニ関スル事項ニシテ調書ニ記載シタルモノ」に改める。

第三百四十八條を次のように改める。
第三百四十八條 削除
第三百四十九條中「第四百二十二條乃至前條」を「第四百二十二條、第四百二十三條、第四百四十六條及第四百四十七條」に改める。
第三百五十一條第四項を削る。
第三百八十九條を次のように改める。
第三百八十九條 削除
第三百九十一條及び第三百九十二條を次のように改める。
第三百九十一條 判決ニ於テハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ主文ノ外事実及争点並理由ヲ明ニスルコトヲ要ス
第三百九十二條 削除
第三百九十三條第一項中「交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ」を「最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ」に改め、同条第二項を削る。
第三百九十四條第二項、第二百二十二條第二項及び第二百四十四條第二項を削る。
第二百五十條を次のように改める。
第二百五十條 準備手続ニ於テハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ作ルコトヲ要ス
第二百五十五條第一項及び第三項中「又ハ之ニ代ルベキ準備書面」を削る。
第二百九十二條を次のように改める。
第二百九十二條 削除
第二百九十二條 削除
第二百九十四條を次のように改める。
第二百九十四條 削除
第三百四十條 削除

第三百四十一條中「前條」を「第三百三十九條」に改める。
第三百五十八條ノ二を次のように改める。
第三百五十八條ノ二 削除
第三百五十九條を次のように改める。
第三百五十九條 削除
第三百八十三條第二項を削る。
第三百九十一條を次のように改める。
第三百九十一條 削除
第三百九十三條に次の一項を加える。
第三百九十三條 假差押又ハ假処分ニ関シテ為シタル判決ニ對シテハ上告ヲ為スコトヲ得ズ
第三百九十四條を次のように改める。
第三百九十四條 上告ハ判決ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルストキニ限り之ヲ為スコトヲ得
第三百九十五條第一項中「判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ニ違背シタルモノトス」を「左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス」に改める。
第三百九十七條から第三百九十九條までを次のように改める。
第三百九十七條 上告ノ提起ハ上告狀ヲ原裁判所ニ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス
前條ニ於テ準用スル第三百七十九條ノ規定ニ依リ裁判長ノ職權ハ原裁判所ノ裁判長之ヲ行フ
第三百九十八條 上告狀ニ上告ノ理由ヲ記載セザルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル期間内ニ上告理由書ヲ原裁判所ニ提出スルコトヲ要ス
上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス
第三百九十九條 左ノ各号ニ該當スルコト明ナル場合ニ於テハ原裁判所ハ決定ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ要ス
一 上告ガ不適法ニシテ其ノ欠缺ガ補正スルコト能ハザルモノナルトキ
二 前條第一項ノ規定ニ違背シ上告理由書ヲ提出セズ又ハ上告ノ理由ノ記載ガ同条第二項ノ規定ニ違背スルトキ
三 上告ガ法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ
前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得
第三百九十九條の次に次の二條を加える。
第三百九十九條ノ二 原裁判所ハ上告狀却下ノ命令又ハ上告却下ノ決定アリタル場合ヲ除クノ外事件ヲ上告裁判所ニ送付スルコトヲ要ス
第三百九十九條ノ三 第三百九十九條第一項各号ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ得
第四百九條を次のように改める。

第四百九條 削除
第四百九條ノ二中「其ノ判決ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付為シタル判斷ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキニ限り」を「其ノ判決ニ憲法ノ解釋ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り」に改め、同条に次の一項を加える。
假差押又ハ假処分ニ関シ高審裁判所ガ第二審若クハ第一審トシテ為シタル終局判決又ハ地方裁判所ガ第二審トシテ為シタル終局判決ニ對シテハ其ノ判決ニ憲法ノ解釋ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ特ニ上告ヲ為スコトヲ得
第四百九條ノ三中「但シ」の下に「前條第一項ノ上告ニ付テハ」を加える。
第四百九條ノ四から第四百九條ノ六までを削る。
第四百十三條を次のように改める。
第四百十三條 抗告裁判所ノ決定ニ對シテハ其ノ決定ニ憲法ノ解釋ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ決定ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り更に抗告ヲ為スコトヲ得
第四百十六條第一項中「抗告ハ」を「抗告第四百十三條ノ抗告ヲ除ク」ハに改める。
第四百十九條ノ二第一項中「其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付

理由ヲ記載セザルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル期間内ニ上告理由書ヲ原裁判所ニ提出スルコトヲ要ス
上告ノ理由ハ最高裁判所規則ノ定ムル方式ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ要ス
第三百九十九條 左ノ各号ニ該當スルコト明ナル場合ニ於テハ原裁判所ハ決定ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ要ス
一 上告ガ不適法ニシテ其ノ欠缺ガ補正スルコト能ハザルモノナルトキ
二 前條第一項ノ規定ニ違背シ上告理由書ヲ提出セズ又ハ上告ノ理由ノ記載ガ同条第二項ノ規定ニ違背スルトキ
三 上告ガ法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ
前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得
第三百九十九條の次に次の二條を加える。
第三百九十九條ノ二 原裁判所ハ上告狀却下ノ命令又ハ上告却下ノ決定アリタル場合ヲ除クノ外事件ヲ上告裁判所ニ送付スルコトヲ要ス
第三百九十九條ノ三 第三百九十九條第一項各号ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ上告ヲ却下スルコトヲ得
第四百九條を次のように改める。

第四百九條 削除
第四百九條ノ二中「其ノ判決ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付為シタル判斷ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキニ限り」を「其ノ判決ニ憲法ノ解釋ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り」に改め、同条に次の一項を加える。
假差押又ハ假処分ニ関シ高審裁判所ガ第二審若クハ第一審トシテ為シタル終局判決又ハ地方裁判所ガ第二審トシテ為シタル終局判決ニ對シテハ其ノ判決ニ憲法ノ解釋ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ特ニ上告ヲ為スコトヲ得
第四百九條ノ三中「但シ」の下に「前條第一項ノ上告ニ付テハ」を加える。
第四百九條ノ四から第四百九條ノ六までを削る。
第四百十三條を次のように改める。
第四百十三條 抗告裁判所ノ決定ニ對シテハ其ノ決定ニ憲法ノ解釋ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコト又ハ決定ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限り更に抗告ヲ為スコトヲ得
第四百十六條第一項中「抗告ハ」を「抗告第四百十三條ノ抗告ヲ除ク」ハに改める。
第四百十九條ノ二第一項中「其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付

原裁判所が為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキニ限リ」を「其ノ裁判ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコト其ノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスルトキニ限リ」に改める。

第四百九十九条ノ三中「第四百九条ノ二」の下に「第一項」を加える。

第四百九十八条第一項中「適法ナル異議ノ申立又ハ」並びに同条第二項中「異議若クハ」及び「申立若クハ」を削る。

第五百条第一項中「第四百九条ノ二」上告ノ提起アルトキ又ハ再審ヲ求ムル申立アルトキハ」を「第四百九条ノ二」上告ノ提起アルトキ又ハ再審ヲ求ムル申立アルトキハ」タル場合又ハ再審ヲ求ムル申立アルトキハ」に於テ不服ノ理由トシテ主張シタル事情ガ法律上理由アリト見ユ且事實上ノ点ニ付疎明アリタルトキハ」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項ノ裁判ハ第四百九条ノ二ノ上告ノ提起アリタル場合ニ於テ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スルトキハ原裁判所之ヲ為ス
第五百一条から第五百十二条までを次のように改める。
第五百一条乃至第五百十条 削除
第五百十一条 仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ対シ上告ヲ提起シタル場合ニ於テ其執行ニ因リ償フコト能ハザル損害ヲ生ズ可キコトヲ疎明シタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ又ハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ其為シタ

ル強制処分ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得
右裁判ニ付テハ第五百条第三項及び第四項ノ規定ヲ準用ス
第五百十二条 仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ対シ控訴ヲ提起シタルトキ又ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シ異議ヲ申立テタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ又ハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得
右裁判ニ付テハ第五百条第二項及び第三項ノ規定ヲ準用ス
第六百七十七條第二項中「第四百九条乃至第四百七条」を「第四百九条乃至第四百七条」を「第四百九条乃至第四百七条」に改める。

第二条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第十條中「期日、期間」を「調書、期日、期間、裁判」に改め、「民事訴訟法ノ規定ハ」の下に「本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外」を加える。
第十七條第二項及び第三項を削る。

第十八條を次のように改める。
第十八條 削除
第三十一條第三項中「第五百条」を「第四百八条第二項」に改める。
第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第八十八條を次のように改める。

引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第八十八條を次のように改める。
第八十八條 削除
第四條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第八十八條中「第七十七條から第八十三條まで及び第八十八條」を「第七十七條から第八十三條まで」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。
2 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の民事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の民事訴訟法をいう。
3 新法は、この附則に別段の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 この法律の施行前に、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件、地方裁判所の第二審の口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所の第一審の判決に対して上告をする権利を留保した事件については、新法第三百九十三條第三項、第三百九十四條、第三百九十七條から第三百九十九條ノ三まで及び第四百九条ノ二第二項の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十八條及び中小企業等協同組合法第八十八條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

業等協同組合法第八十八條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
5 この法律の施行前に、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件及び地方裁判所の第一審の判決に対して上告をする権利を留保した事件については、なお最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭和二十五年法律第三十八号）の例による。
6 この法律の施行前に高等裁判所が上告審としてした終局判決については、新法第四百九条ノ三において準用する新法第三百九十七條から第三百九十九條ノ三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした上告裁判所の判決については、なお旧法第四百九条ノ四から第四百九条ノ六まで及び第四百九十八條の規定による。
8 この法律の施行前にした抗告裁判所の決定については、新法第四百十三條、第四百十四條但書において準用する新法第三百九十七條から第三百九十九條ノ三まで及び新法第四百十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした決定及び命令については、新法第四百十九條ノ三において準用する新法第三百九十七條から第三百九十九條ノ三までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
10 旧法第五百条第一項（旧法第五百十二條及びこの法律による改正前の非訟事件手続法第三十一條第三項において準用する場合を含む。）の裁判を求める申立てであつてこの法律の施行前にしたものであることは、新法第五百条、第五百十一条及び第五百十二条並びにこの法律による改正後の非訟事件手続法第三十一條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 附則第三項の規定は、この法律による改正後の非訟事件手続法に準用する。
○三浦政府委員 裁判所法の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。
この法律案の改正点の第一は、民事に関する簡易裁判所の事物管轄の範圍を拡張して、裁判所間の權限の分配の適正化をはかつたことであります。御承知のとおり、裁判所における民事訴訟の第一審の新受件数は終戦後逐年増加の一途をたどつてゐるのであります。昨年の全国地方裁判所における總件数について見ますと、戦前十箇年の平均年間件数の三倍以上に達しており、これがため近時地方裁判所は、各地とも著しく事務の負担加重を來し、事件の迅速な処理がはばまれる結果となつてゐるのであります。

ところで他面、簡易裁判所における民事訴訟事件の負担量を見ますと、昨年の全国簡易裁判所の新受件数は、戦前十箇年の区裁判所の平均年間件数の約五分の一にすぎないのであります。これを地方裁判所の負担量と比較いたしますと、民事訴訟第一審新受件

数の比率は、戦前は、区裁判所八割五分、地方裁判所一割五分であつたのに対し、昨年は、地方裁判所七割三分、簡易裁判所二割七分と逆転しており、簡易裁判所は、民事訴訟に関する限りむしろ閑散ともいふべき状態となつてゐるのでありまして、この傾向は今後もますます強くなつて行くものと予想されるのであります。

もとより、裁判所法のもとにおける簡易裁判所は、裁判所構成法のもとにおける区裁判所とは、多少その設置の趣旨を異にする点がないわけではありませんが、わが審級制度を大局的に觀察するならば、簡易、地方の両裁判所間に見られる以上のような不均衡を是正して、民事第一審事件を適切に配分することが、簡易裁判所設置の本旨に沿うゆゑんであつて、これにより地方裁判所における事件の渋滞を解消することができ、また簡易裁判所事件の上告審が高等裁判所である關係上、ひいては、最高裁判所の負担の調整にも寄与することができると考えられますので、これらの目的を達するため、簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張する必要があると考えるのであります。

しかして、現在簡易裁判所については、昭和二十五年法律第二百八十七号による裁判所法の改正の結果、訴訟物の価額が三万円以下の事件につき管轄権を有するものとされておるのでありますが、最近の物価指数は、右改正當時のものに比較して、すでに四割程度の上昇を示しておりますし、また戦前区裁判所が千円以下の事件につき権限を有していたことや、特に最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律が近く失効するに伴い、

最高裁判所の負担が増大することをあわせて考えますと、この際簡易裁判所事件の限度額を二十万円程度まで増額することが適當と考えられるのでありまして、この法律案では、裁判所法第三十三条の規定をその趣旨に改めることとした次第であります。

次に、簡易裁判所の事物管轄の範囲をこのように拡張するにしまして、簡易裁判所の裁判官の任用資格等につき、當然考慮を払ふべき必要が生じて来るわけでありまして、簡易裁判所制度につきましては、右のほか根本的に検討を要する事項が少くないのでありまして、これらはいずれも裁判所の制度の改善に関する問題の一環として、さらに慎重に研究いたしました上で、恒久的措置を講ずるのが相當であると考えるのであります。従ひまして、それまでの暫定的措置としては、特定の簡易裁判所の民事訴訟に關する事務を、その所在地を管轄する地方裁判所の本庁の所在地または支部の所在地にある簡易裁判所に移転し、事務の移転を受ける裁判所に相當数の有能な裁判官を配置することによつて、事物管轄の引上げにより生ずる不都合を除くことができるようにするとともに、事務を移転される裁判所及び事務の移転を受ける裁判所の指定は、最高裁判所の規則をもつてすることとして、この法律案の附則で以上の趣旨を規定し、これに伴ふ必要な経過的措置を定めた次第であります。

御承知の通り、家事調査官は家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査をつかさどり、また少年調査官は少年法で定める少年の保護事件の審判に必要な調査その他少年法で定める事務をつかさどるものといはしまして、いずれも家庭裁判所に置かれてゐるのであります。この家事調査官と少年調査官とはそれ／＼時期を異にしてその制度が設けられ、まつたく別個独立の官職として定められたまま今日に及んでおります。

しかしながら、家事事件と少年事件との間には、申し上げるまでもなく、事物の性質上きわめて密接な関連性があるものでありまして、この兩種の事件をあわせ取扱ふものとして家庭裁判所が特に設けられました根本の意義もここにあらはれ、と考えられるのであります。これまでの実績に徴しても、少年事件の中に複雑な家庭關係の問題を蔵してゐる事案あるいは逆に家事事件の中に少年保護の問題を伴つてゐる事案がきわめて多数を占めてゐるのであります。しかもこれらの事件の調査に従事する家事調査官と少年調査官とは、ともに事実の調査に當ることを主たる職務としてゐるのであります。その活動が密接に相關連することの多いこの兩者を一体化してその調査活動に機動性を与えることの必要性が痛感されるに至つたのであります。

そこでこの際、家事調査官及び少年調査官の調査事務の有機的一層の統合を可能にし、その機能を一層十分に發揮させる道を開くことによりまして、家庭裁判所における家事事件及び少年事件のより適正迅速な処理をはかり、家庭裁判所がその本来の使命を十分に果し得るようにするため、裁判所法第六十一条の二以下数条の規定を改め、家事調査官と少年調査官とを統合して家庭裁判所調査官とし、家事調査官補と少年調査官補とを統合して家庭裁判所調査官補とすることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に民事訴訟法の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。政府は、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律が臨時特例法として制定された趣旨にかんがみ、かねてから法制審議会に諮問して民事訴訟手続全般に上訴制度の改正について検討を加えて來たのであります。この見地から問題を検討する必要があるものと認めまして、昨年二月に法制審議会に對し裁判所の制度の改善に關し新たに諮問を發し、民事訴訟法の改正と並行して調査研究を進めて参つたのであります。同審議会においては、最高裁判所の機構の問題を中心として熱心に審議を重ねたのであります。何分にも事柄がわが国司法制度の根幹に觸れる重大な問題でありましたため、今日までのところまだ裁判所の機構問題について最終的結論を見るに至らず、今後なお審議を繼續することとなつたのであります。しかしながら最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律は、御承知のとおり本年五月末日をもつて失効することとなつておるのでありまして、もしこの際同法の失効に備へるための何

らかの善後措置が講じられないといふと、最高裁判所の負担が著しく増大し、ひいてはわが国の裁判制度の運用に重大な支障を來す結果となりまゝすことは明らかでありますので、法制審議会におきましても、右の事態に備へてこの際何らかの善後措置を講ずることの必要を認め、さしあたり民事訴訟法の中で最高裁判所の負担の調整と直接間接に關連のある規定に改正を加へることが最も時宜に適したものであるとの結論に達したのであります。

この法律案は、右に申し上げました法制審議会の結論を基礎として立案され、次に述べる四點であります。

まず第一は、上告手続の合理化をはかつたこととあります。現行民事訴訟法第三百九十四条は「上告ハ判決方法ニ違フシタルコトヲ理由トスルコトニ限リ之ヲ為スルコトヲ得」と規定して原判決の法令違背一般を上告理由としてゐるのに対し、改正案は、原判決の憲法違背及び判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違背を上告理由とするにと改めるとともに、上告に關する適法要件を原裁判所に審査させ、上告が適法要件を欠く場合には、原裁判所においてこれを却下することができることとするものであります。御承知の通り最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律のもとにおいては、最高裁判所は、上告理由のすべてについて調査をする必要はなく、上告理由中原判決の憲法違反、判例抵觸及び法令の解釈に關する重要な主張を含むものだけに對して調査し判断すれば足りることとされており、従

つて最高裁判所に対する上告の理由
は、形式的にはともかく実質的には制
限を受けていたといふことができるの
でありまして、この際この特例法の趣
旨を恒久化してこれを民事訴訟法中に
規定すべしとの有力な意見もあるの
であります。この改正案においてはか
ような上告制限を維持することを避け
たのであります。ただ現行の第三百九
十四条は法令違背一般を上告理由とい
たしてあります。従来この訴訟の
実情におきましては、原判決の結論を
左右する見込みのないわが枝葉末節
に類する法令の違背を理由とする上告
事件が少なく、そのため、当該事件
の終局的解決が不当に引延ばされるこ
とはもとより、上告裁判所に無用の負
担をかけ、ひいてはこれが全般的な訴
訟遅延の一因をなしていたように見受
けられるのであります。かようなこと
とは上告制度の本旨に沿わないものと
考えられるのであります。よつてこの
改正案では、憲法以外の法令違背に
ついての上告理由を刑事訴訟法におけ
る控訴理由と同様、判決に影響を及
ぼすことが明らかなものだけに限定し
た次第であります。また、上告に關す
る適法要件を原裁判所において審査さ
せることとしたのは、過去に
おける上告事件の実情を見ますと、上
告期間経過後にされた上告や、上告理
由書が所定の期間内に提出されない上
告等のほか、上告理由書が提出されて
も、単に原判決の事実誤認のみを主張
して法令の違背を主張していても、
も、単純な訓示規定の違背等原判決の
結論に全然影響のない法令の違背を主
張しているものが少からずあります。

で、このような上告適法の要件を具備
しないことの明瞭な上告は、原裁判所
においてこれを却下することができ
ることとし、これにより事件の解決を促
進して正当な権利者に対する保護の万
全を期しますとともに、上告裁判所の
負担を調整してその本来の使命遂行に
遺憾なからしめようとする趣旨であり
ます。

改正点の第二は、仮差押えまたは仮
処分に関する判決に對しては、い
わゆる特別上告のほか、上告を許さな
いこととしたこととあります。申すま
でもなく仮差押え、仮処分は、
当事者間の法律上の争訟を終局的に解
決することを目的とするものではな
く、本案の判決前にされる暫定的な処
分であり、しかも特に迅速な処理を必
要とするものでありますから、かよう
な事件についてまで三審制による上訴
手続を認める必要がないと考えられま
すので、この改正案では、仮差押え、
仮処分事件については上告を制限する
こととしたのであります。

改正点の第三は、仮執行宣言判決
に對する上告提起の場合における執行
停止の要件を加重したこととありま
す。現行民事訴訟法第五百十二条に關
しては、従来の実務上の取扱ひに
よりまして、仮執行宣言判決に對し
上告が提起された場合、上告人が
原判決の執行停止の申立てをして上告
裁判所の定めた保証を立てますと、裁
判所は、別段の疎明がなくても執行停
止の決定をしなければならぬことと
されておりました。しかしこの
取扱ひは、控訴審において勝訴した
当事者の満足を不当に遅らせる点から
いって、妥當を欠くものでありますと

ともに、敗訴の当事者が執行を遅らせ
る目的だけで上告を提起し、そのため
理由のない上告事件の増加を招いてい
るような傾向もないとはいへないの
であります。上告審が法律審であつ
て、原判決の破毀率がきわめて低いこ
とをあわせ考えますと、控訴審の判決
の執行力を強化することは、正しい勝
訴者を敗訴者の不当な訴訟引延ばし策
から守るとともに、上告裁判所の負担の
調整にも役立つわけでありまして、本
改正案は、仮執行宣言判決に對する
上告提起の場合における執行停止の要
件として、執行による償ふことのでき
ない損害の発生を疎明を必要とするこ
ととしたのであります。また、これに
関連して、特別上告または再審の
訴えの提起があつた場合の執行停止の
要件につきましても、権衡上これを加
重するのが適當でありまして、この場
合は、性質上むしろ請求異議の訴えが
提起された場合と同様に考えるのが至
當でありますので、特別上告及び再審
の訴えの提起の場合に關して規定した
第五百条を請求異議の訴えが提起され
た場合に関する第五百四十七條になら
つて改めることとしたのであります。

改正点の第四は、調書及び判決の方
式等の合理化をはかつたこととありま
す。これは、調書及び判決の方式等を
合理化して裁判所の事務をできる限り
近代化することにより、最高裁判所を
含む各級裁判所の裁判官等の事務処理
上の能率の向上をはかることとするもの
であります。元來民事訴訟法の調書に
關する規定は、大體帳式の訴訟記録を
前提とするものでありますから、調書
の形式内容の合理化を実現するため
には、新たな構想のもとに規定を整備

することが必要となつて来るのであり
ます。しかしながら調書に關する事柄
は、本來訴訟法のうちでも特に技術的
な事項でありまして、裁判官弁護士等
の実務關係者がその経験と専門的な知
識を活用して調査研究したところに基
いて最高裁判所がこれを決定すること
が最も妥當であると思われまして、ま
た性質上も最高裁判所の規則制定權の
範圍に屬する事項であると考えられま
すので、刑事訴訟法における同様、
法律には、ただ原則的事項のみを規定
し、細目は最高裁判所の規則の定める
ところにゆだねることとしたわけであ
ります。また、判決につきましても、
右と同様の趣旨から、法律には判決の
内容として欠くことのできない重要な
記載事項について規定を設けるにとど
め、その方式等の細目については最高
裁判所規則の定めるところにゆだねる
ことにいたしました。

以上がこの法律案における民事訴訟
法改正の主要点でありまして、この法
律案はなおそれ以外に、非訟事件手続
法、私的独占の禁止及び公正取引の確
保に關する法律及び中小企業等協同組
合法の一部改正をも含んでおります
が、これらはいずれも以上に述べまし
た民事訴訟法の改正の趣旨に沿つて、
これらの法律中の關係規定に所要の整
理を加えようとするものであります。
以上がこの法律案の提案理由の概要
であります。何とぞよろしく御審議の
ほどをお願いいたします。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終
りました。両案に對する質疑は、これ
を後日に譲ることいたします。

○小林委員長 次に人權擁護に關する
件について調査を進めます。發言の通
告がありますから、順次これを許しま
す。林信雄君。

○林(信)委員 前回の委員会におきま
して、福岡県小倉市における駐留軍關
係労働者のビストルによる日本人射殺
事件について、その調査方を求めてお
きましたが、その結果が判明いたして
おりますならば、この際伺いたいと思
います。

○戸田政府委員 ただいまのお尋ねの
ことにつきましては、二月六日付の朝
日、毎日、西日本新聞の記事によりま
して情報を知りたしまして、現地の
福岡の法務局におきまして調査中であ
りました。先日の林委員からの御
質問がございましたので、重ねて調査
を指示いたしておりますが、まだ報告
が詳細に参つておりませんが、二月
二十二日に池田豊に対する業務上
過失致死事件として、起訴せられたと
いう報告を受けておる次第でございます。

○林(信)委員 結果といひましても、
これは人權擁護局で取扱われたのでは
ないことはわかるのですが、いづれに
しましても檢察庁のその処置が判明し
ております關係から、内容がある程
度はおわかりになつておるのだらうと
思ふのです。ただいまお話の二月六日
の朝日新聞の記事、これは新聞記事に
出たことは承知してはいるのです。
が、新聞記事そのままに受取つていい
ものであるかどうか考えなければなら
りません。そこで当局の、現在これが
真実であるところはどういう事
実であるのか、これをまず伺いたいと思
つてお尋ねをしておるのであります。
その取扱ひの結論だけでなく、事

実について、おわりの範囲において御説明してもらいたい。

○戸田政府委員 新聞の記事を見ますと、その要旨は小倉市小野野駐留軍山田キヤンブ特別警備員池田豊(当二十七年)が昭和二十九年二月五日午後七時三十分ごろ小倉市小野野駐留軍山田キヤンブ地区内の標柱十二号付近を巡同中、同キヤンブ正門より欄干百八十メートル離れた暗がりの欄の外側でしやがみ込んで話し込んでいた二人の男を発見、誰何したところ逃げ出したので、威嚇のために所持していたカービン銃を空に向け三発発射したが、三発目を発射するとき、足をすべらして転倒し、そのため二人のうち一人小倉市北方幸町鈴木雄方吉田保夫(二十四歳 同キヤンブ電工)にたまたま当つて同人は即死したというのが、新聞によりまする事実の要旨でございます。これにつきまして、ただいま福岡法務局で調査をいたしておるのでございますが、調査の詳細の報告が参つておりますが、今までに大体わかりましたところでは、被告人の駐留軍の警備員である池田豊は小倉市小野野駐留軍戸田航空隊の警備員として、同弾薬庫の警備に従事しておりましたところ、昭和二十九年二月五日同部隊から貸与されたカービン銃及び実弾十五発を携帯して右弾薬庫北側一の二の受持ち区域山道を勤務中、同日午後七時三十分ごろ付近の一般人の立入り禁止になつていて弾薬庫境界線に設けられた柵の外側に二人の者がかかっているのを発見したので、これを誰何したところ逃走した。そこでカービン銃を威嚇のために発射したのでありますが、三発目に足をすべらして、それが吉田

保夫に当つて、同人は即死したといふ、大休新聞記事と同様な事実が判明いたしておる次第であります。

○林(信)委員 そうしますと、新聞の記事と同じだといふその説明による、本人が足をすべらしたために、威嚇発砲するものになつて被害者に当つたといふことになつておるようですが、それは、事実が小説よりも奇なりで、いろいろ場合が起るとは思ふのですが、カービン銃というのはどんな銃なんですか。

○戸田政府委員 詳細は、見ておられますのでわかりませんが、駐留軍の持つておる小銃をカービン銃と言ふのであります。

○林(信)委員 そういふ弾薬庫の警備に当る特別警備員というのは、その使用者はだれになるのですか。たとえば日本政府からもつと肉体的な労務をやります労務者を提供しておるやに承つておりますが、特別警備員というものはやはりそれと同じようなものなんでありましようか。仕事の内容は違ふけれども、法律的に言えば同じような日本から提供する労務者なんではないか。その労務者が提供せられれば、駐留軍において一切の指揮命令権を有することになるのでありましようか。現在被疑者になつておられます池田豊の労務者としての地位、あるいは労務に服する場合の駐留軍との関係等について御調査になつておられますか。あるいはこれらのことは、率直に申しまして調達のどなたかから詳しくと思ふのですが、出席を求めておられますが、まだ来られないので、人権擁護局において関係ありとお考えになつて御調査になつておりますならば、御存じの範囲

において御説明を願いたいと思ひます。

○戸田政府委員 ただいまのお尋ねにつきましては、私としてはまだ十分調査してないのであつていませぬが、福岡の法務局におきまして、この点やうに関連いたしておられますので、調査いたしておる考えであります。また調査いたしますように指示いたしたいと思ひます。

○林(信)委員 これは御調査の範囲によつて、その事故の起つた場合の池田豊のとりました措置、具体的に申し上げますと、現場の状況からして、欄外であるが一定の指定区域として誤りがなかつたものでありましようか。及び威嚇発砲するといふことについて、これは適當であつたのでありましようか。私は結構よく知らない立場から伺つて、実は結論に達したい。結論については私はある程度の意見の交換もしてみたいと思ふのですが、その点いかがでございますか。

○戸田政府委員 先ほど申しましたように、まだ調査が完了いたしておりませんので、結論はちよつと申し上げかねますが、正当防衛あるいは緊急避難、御承知の刑法三十六条、三十七条以外に武器を使用することは、人権擁護上適當ではないのじやないかという見解をただいまのところ持つておる次第であります。

○林(信)委員 刑法三十六条や三十七条にたまた武器携帯の關係はないもので、それは、状況によつて持つておるものが使用されるか否かという問題だらうと思ふのでありますが、これは前提として持たせられておつたといわ

れるのですから、一応本人としては、適當に用ひ得るものだと思つて持つておつたのだらうと思ひます。これも問題になり得ると思ふのですが、持ち得るものは持ち得ると思つて、その銃を使つて威嚇発砲することがその場合適當であつたかどうか。あるいはその威嚇発砲をする前提となつた、欄外であるけれどもある地域内に入つておつたといふその事柄も正しいのであるかどうか。及び誰何して逃走したといふのですが、誰何して逃走すればただちに威嚇発砲をしてよろしいといふことになつておつたのか。あるいはその誰何の程度、相手方の行動についても制約されるものがあつたのじやないか。

これは結局、過失によつて死んだといふその過失行為とは直接は關係しないかも知れませんが、私は、過失によつて死んだといふことよりは、その前提であるところの問題があると思つておるであります。結論の方よりは、その辺が実は私のお尋ねをし、言うべくんば問題になり得るところと考えておるわけでありまふ。従いまして、その事故の起る直前の状況といひますか、その辺が關係事項として調査されておりますならば伺ひたい、こういうことであります。

○戸田政府委員 調査をいたしたと思ふのでありますが、まだ詳細の報告は参つておりませんので、お答えとして、も勢い仮定的なものになるのであります。それらに対する結論を断定するわけには参らぬのでありますが、もしやがみ込んで話ししておつた、そこでこれを威嚇するために発砲をした、この程度の事実だけだといひますと、

かような威嚇のために発砲をいたしましたことは、職務行為の範囲に入らないと思ひますので、これは行き過ぎの行為であるといふふうに考えております。

○林(信)委員 それは特に日本政府と米軍との間に協定が何かありまして、その協定事項に違反しておるからといふたような御調査の結果なんではないか。それとも単に欄に近づいておるといふ状況からして、これを威嚇するところが不當であるといふたようなところから来る御意見なんではないか。私はそれが規定されていらないから、これは調達庁關係に確かめてからにしようと思ふのですが、その辺も御存じのようですから、御存じの範囲について、その辺の協定等の關係を御説明願ひたいと思ひます。

○戸田政府委員 私の考えをいたしましては、特別警備員も一般の労務者と同じ資格であるといふふうに承知いたしておるのであります。そこでたまたまの日米行政協定であるとか合同委員会等の詳細を私はわかりませんが、それらの法的と申しますか根拠等につきましてはお答えいたしかねるのでございまして、私たちの考えとして、そうした警備員が威嚇のために発砲するといふようなことは、人権擁護上不適當であるといふような考え方から、先ほどお答えいたしたようなわけでありまふ。

○林(信)委員 あなたもこの警備員の持つていた銃が米軍から支給されたものであることは御調査の結果御存じだらうと思ふのですが、そうしますと、それとていふものは何らかの必要があるから支給されておるので、場合によつ

たらただちに射殺し得るというような指令もあり得るかもしれぬ、これが日本政府との間にどういふ規定になつておるかはまだつまびらかではありませんが、だからそういう射殺をするといふたようなものから比較いたしますれば、今度の場合には本人の意識するところはまだ威嚇の程度ですから、程度において低いと考えられます。その程度

われは具体的に言つて、カービン銃が支給されて、それが職務上必要なものとして携行されて、日本政府の提供する勤務者がそれを使用しておつたといふことについて、これは人権擁護の面より当然留意し、何らか特別の調査研究もされなければならなかつたのではないかと思ひますが、その点について承りたいと思ひます。

の後に付け加えておられました、特に訓練その他に注意するといふことの方が大事ではないですか。もつともそれも日本政府より要求してあるような範囲で訓練されただけでは足りないと思ひますが、いやくも威嚇発砲するときにすべてころんで人に当るような、そういうまずい執務をやらないような訓練をしてもらふという方が重要ではないかと思ふのです。そういう意味におきまして平素よりこの危険な武器を持つて日常の職務といたして

れらの御調査をとくに願ひ得るものであるかいなをお伺いしておきたい。御意見がありましたら……。

も、アメリカのまつたく筋の通らぬやり方というものがたくさんあることが、やはりその因をなしておる点もたくさんあると思ふ。今のような点こそ常識的に新聞記事を見ただけでも本人に非常な過失がある。それは想像のつかぬようなこと、柵内に入りかかつたなら別ですが、柵の外にいる人間を駐留軍におつて鉄砲を持つてゐるからというので威嚇的に誰何した。逃げようとしたらすぐ鉄砲を撃つ、これは常識はずれです。本人に責任のあることは大抵筋が通りますけれども、それを使用しておるアメリカの駐留軍が一体刑事的にも民事的にもどの点まで責任のあるものかどうか。それから死んだ遺族に対しては、人権擁護の面で本人に

あるといふことをむしろ第一に問題にしておられなければならない。実は問題が起つて、初めてであるから知りませんでした、と言へばそれつきりかも知れませんが、そういう事態があることを御存じであつたかどうか。私、悪くは申しませんが、突はそういう意味において事が起つて初めて知りましたと言つては、これはうそになります。といふのはこれも正直なところ、どこに、いつ、どんなことがあつたとはつきり私は記憶いたしません、同様な出来事が過去においても、非常に多い数じやないけれども、何度かあつたことをうる覚えに覚えておる。そうしますとこれらのことが、当局も初めての事態ではないことになる。その根拠は別にいたしまして、繰返されることをすでに予想されておつたといふことになると思ふのです。この辺について従来どういふふうにお考えになつておられたのでありましかうか。ちよつと間いが錯雑して参りましたが、要は駐留軍よりそういう凶器——あちらでは凶器とは言わないでしようが、われ

米とのとりきめ等についても、私どもは調べておりませんので申し上げることはできませんが、ただ昨年の十一月に八王子におきましてやはり今回と同様な事件があつたやうであります。その節米軍側に、警備員の武器使用について、発砲は刑法三十六条、三十七条に定められた、すなわち正当防衛、緊急避難に限る、それから武器の使用については十分な訓練をするといふようなことの申入れをしたやうに承つております。従つて今回の場合におきましても、やはり武器の使用については正当防衛、緊急避難、これらの範囲に限られるのではなからうか。かような意味で先ほど申し上げたやうに回答をいたしておるのであります。今後これらの点につきましても十分留意をいたしまして、いふ／＼内容等につきまして調査いたしたいと考えております。

○林(信)委員 お話のことは繰返して申し上げますように、調達庁でなければ徹底しないと思ひますが、お答えのやうに刑法の正当防衛に相当するやうな場合は、いわば規定をまたないのかもしれない。駐留軍の態度としては当然そうあらねばならぬ、これを要求したからといつて大したことではない。そ

○林(信)委員 先刻来質疑でしば／＼申し上げておりますように、私のこの結論を出すために聞きたい重要な部分は、調達庁関係でその答えあるいは説明のできる者が参りましたら、そのときに聞きたいと思ひますから、人権擁護関係については一応これで打ち切ります。

○木下委員 今の林委員からの質疑の問題で、林委員はいささかお調べなんかが手ぬるいように感ずるということなんです。聞いておると人権擁護の方の人の調査はいささかどころではない、非常に手ぬるい感じ、物足らず思われるわけであり。この事件が起つたのは二月の五日、もう一箇月以上もたつてゐるのであります。問題は人権擁護というものは、ただ人身売買とか——そういうことも重大なことでありますけれども、日本人がアメリカの方と関係がある、それも通訳をしておればそれを何か非常に特権のやうに思つて来ておるといふやうな姿が過去八年間も続いて来ておる、アメリカ側の方においても占領政策というやうなものほとんど筋が通らぬことばかりを繰返して来ておる、一々私は例をあげませんけれども、日本の法規が保てぬやうになつてゐる今日の姿について

○小森委員 それでは本案に対する質疑は午前中はこの程度にとどめ、午

○小森委員 それでは本案に対する

○小森委員 それでは本案に対する

○小森委員 それでは本案に対する

○小森委員 それでは本案に対する

後一時から再開することとしてしばらく休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時五十二分開議

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

人権擁護に関する件について調査を進めます。発言の通告がありますから、これを許します。林信雄君。

○林信雄委員 午前中に引続く問題ですが、調達庁の山内総務部長にお伺いしますが、具体的な問題といたしましては、本年二月五日の夜、小倉市の通称山田部隊、これは芦屋航空部隊の弾薬庫のある場所の部隊であります。この部隊の特別警備員池田豊、二十七才が、同夜さく外にある二人の男を誰何したところ、相手の男が逃げ出したので、捕縛いたしました。その際その一発が威嚇的に発砲し、その際その一発が、今日被害者となりました吉田保夫、二十四才に命中して、これに基いて死亡するに至ったという事実に関係して来るのであります。まず前提といたしまして承りたいと存じますことは、この特別警備員は、日本政府より駐留軍に提供してある労務者であり、われわれの乏しい経験で知り得るところでは、この労務者関係は、警備の分担は別といたしまして、その人選等は日本政府において責任をもつて提供しておるやに承つておるのであります。が、それらの労務者はどういふ種類のものがあつて、実際取扱ひ上どういふふうにお取扱ひになつておりますか。またその基本的な法規、言葉が適当かどうか知りませんが、準拠法といつたようなものは何であるか。いわば駐留

軍に對しまする勞務提供の法的また實際的な問題を一応御説明願ひたいと思ふのであります。

○山内説明員 お答えいたします。発砲した駐留軍の警備員は、調達庁を通じて米軍に提供してある勞務者であることは間違ひありません。それは、御承知の通り、行政協定に基きまして、米軍の要求に基いて提供することになつておりまして、その職場々々に向く適当な人を選定して、雇用契約の上米軍に提供するということになつております。この勞務者に対しては、もちろん提供した以上は軍に實質的な管理権がありますから、軍の方で十分各職場職場に應じて指導もし、訓練もし、注意もしていることはもちろんであります。が、日本側としてももちろん雇用主としての管理の責任がありますから、こういう方面については十分注意し訓練もいたしておつたはずでございますが、今度のような問題を起したことは、まことに残念にたえないところであります。なお、今の御質問は直接の問題ではありませんが、今度の事件は、被害を受けた方もやはり駐留軍勞務者であることがあつたから明らかになつたのであります。普通のよくありますところの、駐留軍関係の軍の構成員とかあるいは使用者によつて第三者に及ぼされた被害とはちよつと事情が違つて、どちらとも正式に日本政府から提供してある勞務者であつたといふことが他の事件と多少かわつていふと思ひます。

○林信雄委員 今のお答えによると、具体的な事例があつた方では大分詳しくおわかりになつていふようです。が、そのお答えになつております事

件の事實の全貌について一度明らかにしていただきたい。

○山内説明員 お答えいたします。実は、私どもの方におきまして、この事件の正確な内容といふものはまだつかんでおりませんが、ただ概略の報告によりますれば、事件の起きたのは昭和二十九年二月五日の午後七時三十分加害者は池田豊という人でありまして、二十七才、これは特殊警備員としての正式な任務を持つて、公務執行中に属しておるものであります。被害者の方は吉田保夫と申しまして、二十四才、これは電気技術者であり、これも先ほど申しました通り駐留軍勞務者であつたわけで、これはその当時夕方でありましたから、もちろん相手も自分たちのような同じ駐留軍勞務者であるといふことは承知してゐなかつたものと想像されます。それで加害者の池田豊が立哨中、二人連れの者がその区域の周辺、私どもの聞いたところによれば、その今の立哨中の年から五メートルくらい離れてゐる場所の草原にたたずんでおつた。そこでこの警備員は怪しいと思つて三回誰何したが全然返事がなく、それでおどかしの意味で上の方に向けて二回威嚇射撃を行つた。ところがそのうち一名は逃げましたけれども、他の一名は逃げようとしたしませんが、それで加害者は三回目の威嚇射撃をしようとしたところが、足元がすべつたか本人が言つてゐるやうであります。ただそれがはたしてその通りであるかどうかといふことは、まだ確信を持つて申し上げるまで資料がありませんが、すべつたために今度は不幸に被害者に當つた。腹部の第十肋骨から肝臓を貫通して即死した、こうい

うふうに聞いておるのであります。しかしこれは一応の本人の言い分等によるごく簡単な速報程度でありまして、問題が問題でありますので、目下場所が区域の外であつたために小倉の市警で今調査中にしておりまして、そんな関係でまだ十八条の不法行為に基く損害賠償としての手続の進行には入つておりません。いろいろ原因なり実情なりが十分明らかにならなければ、申請をいたしても、なか／＼米軍との折衝がつきません。そんな関係でまだ進行していません。できるだけ早く実情を明らかにして、この問題を解決したいと考えております。

○林信雄委員 そうしますと、先刻あなたの方で、被害者も勞務者であつたと言われたのは、事實勞務者であつたわけなのだが、實際問題としてだれであるかわからなかつたといふことになると、たゞ／＼勞務者であつたことは、この事態ではさまで重要なことではないといふことになるのでしやうか。

○山内説明員 ごもつともなお尋ねだと思ひますが、先ほど申しましたのはまだ私の想像でありまして、時間の関係やそういう誰何をするといふことからは見て、相手が駐留軍勞務者、自分たちと同じ身分のものであらうとは思つてゐなかつたが私は想像いたしましたわけでありまして、結果において駐留軍勞務者であることがわかつた。そこで駐留軍勞務者であれば、私どもの役所の所管としてのこの事件は十八条の損害賠償といふ問題を進める上においてさしつかえがあるかないかといふことになりまして、被害者の方は、これは今の報告の程度で見ましても、公務執行

中とは思われませんが、身分は駐留軍勞務者でありまして、公務執行中でないものでありますから、これは他の第三者に加へた被害と同じような扱いをすることができると思つております。

○林信雄委員 被害者の関係はそれでわかると思うのですが、加害者の関係はこれは明らかに公務執行中なのでありますか。

○山内説明員 加害者は部隊の入口でありますから、立哨中というふう聞いておりますので、当然これは公務執行中であると考えていいかと思つております。

○林信雄委員 御説明のように、勞務者は日本政府で雇用契約がなされる、そうして雇用主として相當な指導監督もなしでよろしいし、たすき義務があるといふ一面があるのであるが、提供した以上軍もまたこれに管理権を持つといふことになりまして、この種こういう被害をこうむつた者はその賠償を求め、その他責任を問ふとする場合は、いずれも責任者が想像せられるのでありますけれども、これは行政協定の十八条によれば日本政府のみが責任を持つことになるのであります。か、それをお伺ひしたい。

○山内説明員 お尋ねの点は最も核心に觸れて参つておりますので、今のお尋ねのお言葉だけに対するお答えでなくて、少しくこの問題の解決に觸れて申し上げたいと思ひます。これは公務執行中でありまして、もとより米軍の方に管理の責任もあつたし、個人の責任じやなくて、米軍の責任といふことになるわけでありまして、日本政府としては、これも使用者の責任と申しますか、行政協定の實施のための約定

でその場合の補償金の分担率がきめられてございしますが、アメリカ側が補償金の総額の七五%を負担し、日本政府が二五%を負担いたしております。そういう意味におきまして両方に責任があるといつてもさしつかえないと思いますが、実質的には米軍の使用人に加えた被害でありますから、米軍に責任がありと云う俗に申し上げていいのじやないかと思ひます。ただこの問題は今申し上げる通りに、公務執行中であつて、相手はつきりそこで射殺されたという事実に関する損害賠償になるのだと云う問題になりますと、まだ実は警察の調べも十分完結いたしてございせんし、従つてそういうしつかりとした責任のある当局からの書類も出て参つておりませんので、確実な結論はどうなるという事は申し上げかねますが、問題が多少ありまして、今の発砲した警備員が第三回目に足がすべつた。これはほんとうに足がすべつて、普通ならば空に向つて撃つはずのものが、すべつたために倒れて、不幸にしてたまたま当たつたといふことになれば、これは故意ではなくて、過失といふふうに見なければならぬ。ところがすべつたといふのは、これは多少すべつたかも知れぬけれども、それほど極端に違はずがなければ、やはり撃つつもりでねらいを定めてやつたのだ、こゝう見れば故意の殺人といふことになるわけでありまして、その間に多少の問題がある。それから相手方によく過失相殺といふようなもので、最後の補償額の算定にあつて考慮する場合がありまが、相手が駐留軍の労務者といふことはわかつておりますけれども、公

務執行中でない。しからばそこに何のために来て、どういふことをしておつたか。あるいは何を考へておつて、何をせんとしたおつたか、そういう相手方の被害者の考へ方といふんですか、あるいは行動もよく調べてみなければ、完全な一方にだけ責任があつて、他の方には何も責任がないといふことも申し上げかねると思ひます。相手の方にも非常に悪い点でもありますれば、その辺に多少また額の算定にあたつて考慮しなければならぬ場合も起るかと思ひます。要は十八条の損害賠償をきめるといふことは、事実が明らかになつて来る場合によりまして、公務執行中にやつて、自分の方に責任があるのだといふことを認めてもらう手続が、それぞれ陸軍、海軍、空軍と、別の責任者がおりまして、中央に移つて交渉しなければならぬ。私もこの仕事の進行に一番むずかしい問題は、米軍に公務執行中であつて、先方に故意なり過失があるのだといふことを認めてもらうこと、あるのだといふことを認めてもらうことが非常に大きな仕事になつております。そんな關係でこの事件の最後の解決に至るまでは、警察の調べ、その他現地をよく知つておる者の言ひ分によつて、実情が明らかになるといふことと、それに対して米軍が認めてくれるといふこと、この二つがきまつて、初めて補償といふ問題になる。それさききまつてしまふと、その年輩なり、技術なり、収入なりによつて、補償額の算定はかなり機械的に出て来ることになつております。

○林(信)委員 補償關係は実態がもう少し明瞭にならなければといふこともわかるのでありますが、もう少し私はその初めという根本的なことではなお聞きしておきたい。あなたの御説明にもありましたような、労務者の提供にあつたのは駐留軍からの要求による、この要求とは単なる数字ではなくて、その労務の態様を明示して来るのだらうと思ひます。単なる筋肉労働の場合もありまして、本作の關係者と相なりました池田豊のごとき特殊の警備に當る労務者の場合もある。従ひましてそれに対応した労務の提供をなさる、そうしますと事前にこれらの諸君にどういふ仕事をさせるかといふことがあらかじめ予定されておる、及び今日になりまして、沿革的にすてに同様のことが繰返されて参つておりますから、おおよその種類のものはどのような執務をしておるといふことはおわかりだらうと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○山内説明員 お言葉の通りに駐留軍の労務者については、初め要求されるべきに大体どういふような職種のもの、またどれくらい程度の人とか、なるべく適材適所の人選なり配置ができるよう、おのづから程度が要求できると、それに基づいてそれにできるだけ応供するといふことが建前になつております。しかしながらそれは建前であり理想であつて、大勢の場合には必ずしもその通りに行くとはいへないと思ひますが、大体そういうことを理想として供給いたしております。米軍においては、それに基いて供給を受けられるといふわけであります。しかし日本側では、あるベースなベースの中の労務者の配置状況は大体わかつてお

りますけれども、絶えず詳細にその動きがわかつてはいないと思ひます。従つて米軍としてはその人の能力なり経験なりを合ふような位置に置いて訓練をして能率を上げるようにしておりますが、日本側としては大体わかつておるけれども、その動きのたびに配置關係の報告があるとは限りませんから、日本側の方にいつても各人の担当する仕事は何かといふことが詳細にわかつておるとは申しかねます。しかし賃金の支払いにあつて、賃金のきめ方は、大体職種別に賃金がきまつておりますから、その意味においては、どういふ人がどういふ仕事に携わつておるといふことは当然言い得るわけでありま

○林(信)委員 お話のようにその労務者の日々の行動あるいはその後の配置、そういうことまでわかる必要はないでしようし、おわかりにならぬといふのもこれまたわかるのですが、お話を職種を通じての職務の態様といふものはおわかりだらうと思ひます。そこで職種といふのはどのくらい種類があるものでしょうか、たとえば通訳、あるいはかなり複雑なものもあるし、あるいはかなり単純なものであるし、あるいはかなりいたつたような警備守衛的なもの、あるいは純然たる労務の提供をする労務者といつたようなものがわれわれの常識では想像されておるのです、どんな程度のものかといふ職種のものがあると思ひます。

○山内説明員 職種は非常にたくさん種類にわたつておりますので、賃金支払いにおけるその人の職種は何かといふことは、いかにたくさんであつても全部わかりません。現場においてどう

○林(信)委員 その程度しかわからな

入る人を無断で入ることをとめておきます。従つてその出入りの者に対する監視、あるいは制限をするといひますか、中に連絡をするか、要するに警備員のおるところを無断で通ることではない、そこである程度押える、こういうような任務が——これは警備員全部ではありませんが、特にそういう出入口あたりにおける警備員は、そういう任務が一つあると思ひます。いま一つは、警備員全体を通じてその施設全体を警備するという——至つて抽象的表現で恐縮ですが、人に対する場合と、それから設備施設に対する警備の任務と、二つを持つておるわけでありま。

○林(信)委員 おおむね施設には外柵等がめぐらしてあるのですが、お話の警備に当るといふその警備区域といふものは、外柵等があればその外柵内だけなんですか、それともその柵外まで執務内容の区域に入るのでありますか。

○山内説明員 警備員の任務は今物的の場合を申しましたが、施設区域の警備ですから、施設区域外にはその任務、権限もないと申し上げざるを得ないと思ひます。ただその施設を完全に警備するためには、その施設の周辺といふことも、おのずから施設警備の延長といひますか、施設警備のために周辺はやはり見まわらなければならぬといふようなことになるんじゃないかと思ひます。

○林(信)委員 一応そういうことも考えられますが、少くともやはり疑問は起つて来るのですが、その辺について特に勞務提供の上において、執務区域という面からでも特別の協定でもなされておるのかどうか。明瞭にしておかないと、さつそく執務する者がその去就に迷うのじやないかと思ふのです。が、ただお話のような、そういう説明のできるいつたような、漠然といふと語弊があります、抽象的に、場合によればそういうこともあり得るといつたようなことで今まで来たものなんでしょうか。何か具体的なたきめでもあるものなんでしょうか。

○山内説明員 その施設の柵なら柵の外どのくらいならば、警備の任務でありあるいは権限であるといふようなはつきりとしたとりきめはないと思つております。これはその施設区域を警備するために結局周囲をまわらなければならぬ。従つてその周辺に怪しい者でもあれば誰何するといふようなことは、これはやはりその施設区域の警備の任務——常識的にそんなふうの程度はその人の任務なりと考へざるを得ないのではないかと思ひます。

○林(信)委員 先刻お尋ねしました中に、特殊警備員と称する者がカービン銃を携帯しておる、これは日本政府においては御存じなんでしょうか。人間をただ警備するために適当なものといふので、あるいはもつと具体的な条件をあげられて、それに従うものとして出されたかもしれないが、執務の実際において警備という言葉だけで、その具体的な職務内容、ことに凶器を必要とする、こういうようなところまで御承知の上で、これは提供されておるのではありませんか。そこまでは知らないが、あちらだけでそういうふうにしておる場合におきましても、すでに古くより知つておる場合もあるし、実は全然知らなくて、かような事

件が起つて初めて知り得たという場合等もあるかと思ふのでありますが、この銃器携帯の關係について御説明願ひます。

○山内説明員 お答えいたします。特殊警備員が武器を携帯しておるといふことにつきましては、日本政府は知つておるかというお尋ねであります。日本政府としてはそのことは承知いたしております。それがはたしていいのかどうかという問題は、これは当然いろいろ論議の対象にはなると思ひますが、現在のところ、実はこういう問題については、調査庁としては責任のあるお答えをすることはできません。私もとしては行政協定第三条に基いて、施設区域内でいろいろの権能を米軍が持つておるから、米軍の使用人として必要な範圍において、これは正當に携帯しておるものと、そういう前提のもとに、この問題を処理をいたして行くつもりでありまして、そういう武器を携帯しておることがどうかという問題には、私もとしては触れずに、その発砲が一体任務の遂行として必要であつたかどうか、あるいは程度を越していやせぬかどうか、こういうことは大いに検討しますけれども、持つておること自体にさかのぼつて、いいか悪いかということまでは、調査庁としては関与いたさないことになっております。

○林(信)委員 具体的な事件に當つて、その発砲が過失であつたかあるいは故意じやないかというやうな問題はもとより重要で、そのことにも触れてみたいと思ふのですが、私はそれよりも、事が起りましたものと根本的なものが、さかのぼつてあつたのではな

いかということと、その根本的なものは、われ／＼としていろいろ／＼な意味において考えさせられるものがあるのではないかと。その根本について私は疑問を持ち、今御説明を願つて研究しておるわけなんです。たとえば、日本人としてはさうな危険なる銃器等を持つことは禁じられておる。銃砲所持禁止令によつて処罰を受けなければならぬ行為なんです。それを、たゞ／＼日本政府によつて雇われて、その働いておる先が駐留軍であるがゆゑに、ただちにこれが正當行為になるかどうかということは、私はまだ問題が簡単でないと思ひます。もちろんそれが占領政治の時代、占領軍によつて要求せられた時代なら、格別でありましようけれども、事態が変化しておりまする現在においては、従来の事態をそのまま踏襲しては説明のつかないものがある。

といつて、日本政府より提供された者が米軍の兵隊まがいかつこうをしたところで、これはアメリカの兵隊になつてしまふわけでもないわけなので、どこに説明のできるところがあるかは知りませんが、私はまだこれは説明し切れないものがあると思ふ。また實際問題としてしましても、あなたも説明されますように、柵内のみが警備区域ではなくて、状況によれば柵外をも警戒しなければならぬといふことになりますると、それとその距離等が明示せられるわけではなく、まず社会通念から、この区域は警備区域であらうといつたやうなことで警備しておるといたしますと、存外駐留軍の警備区域でない範圍においてそれらの銃器等が使用されないと限らない。具体的な本件の場合におきましても、五メートル

ルと言われますが、五メートルであつたのか、八メートルであつたのかかわりませんが、かりに五メートルといひしましても、これは現地につかないければ明瞭には言えませんが、もはや駐留軍の警備区域とは思われない場所であつたかもしれない。しかるに過失とはいひながら、こういう重大な事実が現われて、いろいろ／＼さかのぼつて参りますと、日本人であり、しかも日本政府によつて提供せられた者が日本人を傷つけるといふことの起つた結局の原因は、そういうものを持つておつたからだといふことに帰結するのであります。そういうものを持たせないといふことは、日本政府では言えないのであります。またどうしても柵内においてそういうものを携帯せしめるならば、厳にその区域内であることを要求し、確定し得ないものであるか。どうもその辺に緩慢なあるいは寛大なものがあるために、この種のこと

が起きたのではないかと。何といひましても、日本政府が提供しておる勞務者ですから、國民の関心といふものは、責任關係においてはどこまでも日本政府を思ふ。縁遠い駐留軍とは思われないのであります。思つたところで、そのあらかじめの手配、今後の処置は、日本政府を相手にする以外に方法はない。これは当局がもつと真剣に考へて来なければならなかつた問題である、こう思ふのです。これが一つと、すでにこのことは、この事件だけではなくて、同様のことが前例として数回あるのではないかと思ふのですが、具体的にいつごろどこでどういふことがあつたのでありましようか。これを第二の問ひとしてお伺ひしたい。

○山内説明員

今の前段の御意見は、先ほど申し上げました通り、問題は非常に大きなことでありまして、しかも調達庁の仕事として申し上げることはばかるとも思われます。ただ私も、その根本の銃器、武器を持つておるといふこと自体は一応正当なものとして、そのあとの処理を迅速にやつて行きたい、かように考えておりますが、最後の、さような事件がほかにもあるのではないかと、わかつておるだけ場所を知らせようということでありまして、確かに言葉の通り、ほかにもこの警備員の発砲事件があることは事実であります。私今ここでどういふ場所についてつたという具体的な資料を持つておりませんので、いづれあとで調べて文書で差上げたいと思っております。

○林(信)委員

ただいまおわかりの事柄は、文書もよりけつこうであります。何と申しても、この武器携行というものは、こういう事態を引起す根本の問題なんです。あなたの方でも、ただちに説明し得ないものがあると言われまして、少くとも労務提供の当局者として、これは御研究になるべき問題だと思つて、私も研究したいと思つております。その関係においてあなた御存じになっておるのじやないかと思つたのですが、あるいは道義論にすぎないかも知れませんけれども、一たび労務者として提供されたあと、これら特殊警備員といったようなものは、米軍より、あるいは連合軍の場合も同じであります。あるいは違ふかも知れませんが、少くとも米軍関係においてはカービン銃、あるいは拳銃の場合もありましようが、支給されて、その使用をする場合はおおよそ指示されておる。本件に關係のある事柄と云われておられますのは、施設を区画した外柵のある一定距離においては、これを誰何して、その誰何に応じない場合は射殺することを得、こういうところまで行つておる。こういうことになりまして、われわれの概念としては、正当防衛の概念から参りまして、容易にこれらの兵器が使えるのだつたら、新たな問題が繰返される。そんなことがはたして指示されておるとしますならば、それを是正せしめる。ある区域、ある場所においてはやむを得ないかも知れませんが、本件のような柵外の場合において、その状態におきまして、ただうすくまつてひそ／＼話をしておるといふようなものを誰何して、本件の場合においては逃げ出したというので、さらに威嚇発砲を続けたという程度であるかのように、射殺までし得るという命令、いわば権限を得ておるものであれば、ややとすると射殺し兼ねない。本件の場合も、誤つて射殺、少くとも射撃したように検査庁において事件を処理されたというのであります。おそろしく威嚇発砲でありましたならば、相手から遠い方に向つて撃つたらこれはわかる。右であるか左であるか、または空に向つてというならわかるのです。なるほど偶然というものは、存外あとで説明のできないような事態の発生することもあり得るものではありますけれども、元來の下地として射殺することを得るといふ指示があるといふと、どうも

今度のような場合も、やはり誰何に続いて、それに答えずに、その行動を明瞭に示さずに逃走した、もつてその射殺の状況に達したとして射殺したものでないかという疑い、真相を知らざる者は多分持つと思つておる。しかも真相をうかがつて考えておる。私も、実はこれは射殺したんだ、しかもその本人は米軍の命令によつて射殺したのだから、いわゆる刑法にいう正当業務だ、違法を阻却するんだ、罪になるべきものではないという主張をしたのだ、しかしそれをそのまゝ受入れられるかどうかは、検査当局は問題であるし、検査当局よりは、その前において捜査をいたしました警察の場合においても、これは捜査をしていふのですから、真相を究明すればよろしいようなもの、また政治性を加味して考えるもの、これは人間としてあり得たのではないかというやうなところから、故意に射殺したものでなく、すべつてごんごんでたが向うへ当つたんだ、すなわち過失に持つて行つてしまつた、こういう見方をしている者もあるのです。一概にしりぞけられない氣持がするのです。そこで根本は、軍においてこの種の警備員を使用する場合、このカービン銃を携帯せしめる場合、ピストルを携帯せしめる場合、非常事態に処して、どういふ措置をとらせることに規定し、あるいは指導し訓練しておるのか。これは日本政府として、知らなければならぬことでありまして、それをしも、調達庁の方の關係でないからと言ひ、それが正しければこれはあなたにそれ以上お聞きしてもしかたのない問題なんです。が、これらのことに關してあなたの御意見、及びさしつかえない程度の具体的な御説明を願ひたいと思ひます。

○山内説明員

お答えいたします。非常に重大な問題でありまして、特に質問者も私の意見でもと申されますが、私の個人的な意見も多分に入りますが、ありますけれども、率直に申し上げます。この問題は、先ほどはいろいろ疑問の点があるという疑問点を申し上げておきましたが、ただ一応の報告を聞いただけでも、今度の場合の射殺事件は、どうも警備行為としては逸脱している。私も、威嚇的に撃つつもりなの、すべつたために不幸にして當つたといふのは、どうもあまりにへりくつのような感じもいたします。この点は重大な問題として、十分調査して明らかにしなければならぬと思ひますが、全体としてみてこの事件は警備員としての行動としては少し逸脱している、かように思つております。もちろんこれは刑事事件として重要な問題でありましようが、私どもの十八條の補償問題を解決する上においても、やはりその事実、非常に大きな影響があります。そういう意味において十分調査して適切な処置をとりたいと思ひます。

なお兵器を持つてのことのかんといふ問題であります。先ほど調達庁としての責任あるお答えは差控えたといふやうなことを申し上げましたが、その氣持は今でも持つておりますけれども、私も、多少意見を交えて申し上げるならば、今の通り区域外に勤務している場合には、もちろんそういうものは必要ではないじやないか、そうしてまたできることならば、そういう兵器等は持たないで警備に當るべきが望ましい

いのではないかというやうな感じもいたします。過去においても多少そういう意味で話し合つたこともあつたやに聞いておりますが、現状においては遺憾ながら最少限の範囲において携帯せるといふことになつておりますので、それを前提として私どもとしてはこの問題の処理に當りたい、かように申し上げたわけであります。

○林(信)委員

先刻この問題について戸田人權擁護局長の御意見を聞いてみたのですが、その際にも考えたことであるし、ただいまあなたのお答えを聞いていても感じたことがあるのです。が、何と申しますか、役所の執務關係のセクシヨナリズムでも申しますか、どうもこういう形はどの所管でやらしているんだから、その事態をそのまま看過して一事件が起つてみる、これは意見もあれば批評もしてみたいといふやうなことを、その以前においては、極端にいへば今日においても、これは私の所管ではありませんからと、それまでです。人權擁護の面から見ても、そういう危険な事態の起りますことは、あらかじめ調査もし知り得て、所管であるところに自分の持つ意見だけは持ち込んで、そして同じやうな責任を感じて事態を常に処理して行く。危険なものゝ家の部屋中にほつぽり出しておいて、家人がかんずくいたくない子供なんかをけがをしてしまつた。それはおれが置いたんじやないかといふだけでは、一家の管理をします者の説明にもならなければ責任のがれにもならないと思ひます。やはり関連いたしまして気づきました点はともに研究をして、當るべき方面については當るべき者がこれを當つて処理

してもらう、これが必要じゃないかと思う。外交折衝を必要といたしますならば、外交折衝をするべく應酬すること、ひとしく関連いたしますること、に当る者の態度でなくてはならないのじやないか、これを私は痛感しております。ぜひそういうふうにお考え願いたいと思います。いやそんなことはもつてのほかだと言われるならば、これは私も考えてみるのですが、どういうふうにお考えになつておりますか。同様なことをこの際最後に戸田局長にもお伺いいたしまして、私の質問はこれで終ることにいたします。

○山内説明員 ただいまのお言葉、私ももとよりごもつとも存じますので、お言葉に従ひまして、十分この問題を検討いたしまして、将来かような問題が起らないように最善を尽くしたいと思つております。なおこの機会に、実はちよつと先ほど申し上げたのでございませうが、調達庁としても、これを自分の本来の所管でないからほつておいたわけではなくて、実は先ほど自分の個人の意見のような意味で申し上げた気持は、調達庁としては持つておりまして、軍と話し合つた事実はあるのであります。今までのところ、やはり最小限の必要であるとして、向うの通知を受けておりますので、そこで先ほどのようなくらいに申し上げたのです。過去においてもその意味で話し合つたことはあります。今後ともなお十分検討しまして、かようなあやまちの再び起らないような方法で問題を解決するように、努力いたしたいと思つております。

○戸田政府委員 先ほどもお答えいたしました、昨年の十一月に八王子に

類似の事件が発生いたしましたときに、米軍側に申し入れまして、武器の使用については刑法の三十六条、三十七条に限定する、なお武器の使用については訓練を十分にすると、かたい申し入れをいたしたのであります。そこで一応そういう注意が出ておりますので、それだけで私も安心したとか、それだけで十分だ、かように考えたわけではございませうが、その後私の方としては、これという措置をいたさなかつたことは、林委員のお話のうにたいへん不十分だと思ひますので、今後そういうことのないように十分注意いたしたいと思ひます。なお先ほど申し上げましたが、今回の事件につきましても、再びこういう事件の起きないように、日米合同委員会を通じて、人権擁護上遺憾なく処せられるよう申し入れをいたしたい、かように考えておる次第であります。

○林(信)委員 あらためての問いじやありませんが、御説明によつて、調達庁としては従来はつておいたわけじやない、折衝もしたと言われるのですから、武器携帯等のことについて一応の知識を持たれて、その処理に當つておられた。そのときにこういう事態がまた起つた。まことにいいチャンスだ。にもかかわらず、その後の処理が適切なものに改つて来ないといひますならば、怠慢のそしりをお受けになることになつておもう。どうぞひとつ怠慢のそしりを受けないよう、この際一層の御尽力を希望申し上げます。

○小林委員 次に交通事件即決裁判手続法案を議題となし、質疑を行います。古屋貞雄君。

○古屋(貞)委員 ただいま議題になりました交通事件即決裁判手続法案に關しましては、事人権に關する重大な問題でありまして、軽々には決せられない問題と信じますので、あるいは重複いたすかもしれませんが、以下二、三點御質問申し上げたいと思ひます。

それは本制度をつくらなければならぬ理由、必要、言いかえますならば、略式手続にまさる点がなければならぬのでありますから、その点を明確に御説明願ひたい。さらに交通に關する刑事事件だけに限定されておる理由はどこにあるのか、この御説明を伺いたいと思ひます。

○下牧説明員 この法律をつくりました趣旨は、法案の第一条にも書いてございませう、迅速処理と適正処理という二つのねらいがあるわけでございませう。それで迅速処理の点につきましては、御承知のように、この交通に關する刑事事件と申しますのは、一つの型にはまつた事件でございまして、その違反の内容が一般の刑事事件におけるがごとく、いろ／＼込み入つた事情があるといふことは非常に少い。言いかえれば、型にはまつた事件といふことになつておるわけであります。ところが何分その件数が非常に多うございまして、その処理上非常に手数がかかつておるわけでございませう。しかもこの種の事件は、もちろんこれは行政措置と取締りというものは並行して行かなければならぬものでございませうが、その取締りの面においてもだんだらやつておりますと、やはりその行政目的に合わない結果になつて参りますので、早くやる必要がある事件なの

でございませう。ところがお手元に差出してあります統計をごらんになつていただいてもわかりますように、概略でございませうが、この事件が起きてから刑の執行を終るまで三箇月余り、百九日という数字が出ておるわけでございませう。それでこれではどうも少しだら／＼過ぎておる。そこでこれを早くするにはどうしたらよろうかという点を考えてみたわけでございませう。そういたしますと、そのネックになつておる点は、まず第一点といたしましては、違反者がなか／＼出頭して参らないことが第一点でございませう。第二点といたしましては、手続上、非常

にいろ／＼書類をつくりまして、その書類を送達したきなければならぬ。その關係の手間が相当かかつておる。しかも書類の送達については、日にも相当かかつておるということになつております。それから裁判の執行の面におきましては、これもその後、処理の日にちがかかつておりますために、所在が転々いたしたりなどいたしたることで、非常な手数と日数がかかつておるわけでございませう。そこでこの三点を何とか簡便にやる方法がないかといふことで考えましたのが、附則に書いてございませう通り、一応現行犯でございませうから、その現場で免許証を預かつて、それに保管証を出して、自動車運転にはさしつかえないようにいたしておきながら、一週間なら二週間というような有効期間を限りまして、そしてその三日目とか四日目に呼び出して、来たときに返してやるということにいたしますれば、出頭の確保の点がそれでまかなえて来る

わけです。それから第二点といたしましては、最初に申し上げましたように、非常に定型化した事件でございませうから、事件のポイントというものがきまつてゐるわけであります。でありますからそれについていろ／＼書類をつくるという手数、それを送達する手数を省きますために、書類の作成は原則として最小限度にとどめて行きたい。ただそのかわり事件の実態調査というものが不十分になりますと、これはたいへんなことになるから、従来以上にその点を慎重にやる方法を講じようといふので、裁判を宣告いたします前に必ず裁判官が本人に當つて本人の弁解を聞いて確かめた上で出すということにいたしますれば、事件の実態の内容の調査は丁重になる半面、形式的な手続の方は非常に簡略になつてスムーズに行くのじやなからうか。それから裁判の執行の面におきましては、仮納付という制度が現在刑事訴訟法にございませうが、その制度を緩和いたしまして、すぐ罰金を納められて行くようなものなら、すぐその場で裁判で言い渡された金額を納めて行くという制度をとりますれば、執行の面におきましてもスムーズに行くのじやないか。その結果といたしましては、被告人にとりましては、今まで被疑者、被告人を通じて何回も呼出しを受けるという手数が省けて一回で済み、そして大体持合せの金を納めて行けばそれで刑の執行まで済んでしまふ。ただ全体といたしまして、そういう簡単な手続でございませうから、本人の意思に反するやうなことでこの手続を押しつけるやうなことがあつてはならないといふことで、被疑者に対して手続の説明をし、それから異議が

ある場合にはこの手続ができないというふうにして、人権の侵害にならないように考えたつもりでございます。

○古屋(員)委員 そのねらいの御趣旨はよくわかりますが、それがために拙速を重んじてあとで国民から不平が起き、その結果裁判に対する信頼感が失われるというふうなことを私どもおそれるのでございます。ただいまのような御説明はよくわかるのでございますが、結局略式命令と比較してまきつておる、こういう御趣旨だと承ります。が、いづれにいたしましても、あとで条文の御質問をしたいと思いますのでありますが、その日の事故をその日に調べ、その日に裁判を落させるというふうなことになるから、ついこれを取扱います第一線の警察官の行き過ぎの弊が非常に大きいものになつて来はしないかというところが一つと、それから十分に被疑者に弁明をさせる機会がどうしても少くなるために、憲法三十三條その他に保障されている基本的人権の尊重に対する弊害が起きて来はしないか、こういう点について特に考慮されたような事実があるかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○下牧説明員 名前を即決裁判手続といたしました。この即決裁判という言葉は必ずしも最善なものであるとはわれ／＼は考へておりませんが、その即決という意味は、事故が起きたその日にすぐ本人を出頭させてすぐ調べるというのじやございませんで、事故が起きますと、そのときの現場の巡査が、大休自動車違反が大部分でございしますから、それでその違反した運転手に対していつ幾日警察なら警察、検察庁なら検察庁に出て来るようにというふうにして、免許証と引きかえに保管証を渡すわけなのであります。その場合には、大体運用といたしましては、いつお前さん都合がいいというふうなことを聞きまして、そうしてタクシーの運転手でございますれば非番の日がございしますから、そういう日に出て来る。

〔委員長退席、佐瀬委員長代理着席〕

それを三日か四日目に指定して、そうしてその日に出て来ますれば、そこに警察官も検察官も裁判所も近くにおつて、ずつと流れ作業式に手続を済ませ、その場で起きたものをそのまま裁判所にひつぽつて行くという趣旨にはなつておりませんし、またそういうことも考へておりません。と申しますのは、この法案の附則において、保管証の有効期間というふうなものを命令で定めることにいたしておるのでございします。その有効期間は大体七日ぐらいに考へておりますが、その趣旨は、大体七日ぐらいの期間を見ておいて、しかもその間で都合のよい日、大体三日目か四日目に都合を聞いて呼び出すように運用して参りたい、こういう気持があるわけでありませう。

それから次に、被疑者または被告の弁明の機会でございますが、これは私どももいたしましては十分考へたつもりでおるのでございします。法律上の担保といたしましては、検察官が簡易公判手続、起訴いたしました場合に即決裁判手続でやるか、あるいは正式の通常裁判手続に乗せるか、あるいは略式命令で処罰するか、その内容を説明いたし

まして、そうしてどれを希望するかというのを聞くわけでございます。それで本人が即決裁判手続でやることについて異議がないときに限つてこの手続で起訴することになるわけでありませう。と申しますのは、この法律の第三條第二項の「即決裁判は、即決裁判手続によることに限つて、被告人に異議があるときは、することができない。」この根本的な精神を受けて、第四條の二項によりまして、その異議がないかどうかを検察官が確かめるといふふうにしておるところから来るわけでございます。しかもこの法案の第三條第二項の「被告人に異議があるときは」というのは、最初に異議があるときに限りません。手続のいかなる段階におけるかを問はず、本人がこれでは困るというふうになりませう。いづつでも裁判官に対して異議を申し述べることができるとなるわけでありませう。そういうこととございしますから、裁判官としますれば、本人を調べたてにおりましてあとから異議を申し立てるようなことがあつても困りますから、運用といたしましては、最初に検察官が確かめた上に、裁判官といたしまして、この手続によることに限つて異議がないかどうかということについては当然聞くことになつて参る、そういう面を担保されて来ておるわけとございします。それから略式命令というふうになつて参りますと、これは略式手続によることになつてしまふばそれまで本人に裁判書が送達されて来るわけとございします。この手続では、本人が呼出しを受けるまでに、たとえば弁護士に相談して、それじや一緒に行くというふうなことになるば弁護人をつけるこ

とも自由でありますし、本人が法廷において意見を開陳することも自由になる、そういうことで略式命令よりは実体的には非常に被告人の保護といふことを考へておるわけでありませう。それから裁判官が即決裁判の宣告をいたします場合には、これは正式裁判の申立てができるというのを告知いたす。これは略式命令と同様でございます。そうして正式裁判の請求権の放棄といふことも認めておらないようなわけでございます。本人が無理がかからないようにしてやるという点は、あくまで私どもこの法律をつくる上で考へた点でございます。

それから運用の面でございますが、運用の面といたしましては、これは最高裁判所の事務局とも話し合つておるのでございしますが、こういう手続をいたしまして以上、従来の法廷におけるがごとく格式ばつた取調べというふうな、ああいう形式ではこの手続に沿わないので、あくまで砕けた、といつても、何も妥協するといふ意味ではなくして、やわらかい態度でもつてお互いに言いたいことを言い合うというふうな、ちやうど壇を上つてしやべりまうのと、円いテーブルを囲んで話し合うというのとの差で、非常に砕けたやり方といふものを考へておるわけとございします。そこで被告人といたしましては、言いたいことがあれば十分言える仕組みで運用する大休の予定でございします。それから検察官に対しては、裁判官の面前でもめるような事件はこれの手続に乗せないように、私どもこれは厳密に守らせたい、かように考へておるわけでありまして、法律上の担保、それから運用上、それやこれやを

かみ合せて参りますと、この手続をいたしましたがために従来以上に人権が尊重されぬということにはなりません、むしろ私どもとしては事件の実体を調べる上においては慎重に相なる、かように考へておるわけとございします。

○古屋(員)委員 そこで私はこの案を拝見いたしました。実際にこれが行われるかどうか、立法者の趣旨がそのまゝ現実に現れるかどうか、これは非常に懸念するわけなのですが、まず第一に現在の日本の日本における封建的な気持を持つておられます方たち、特に自動車に關係を持つておられます方たちは、比較的良識の低い方たちでございます。まして、交通巡査にかまると、検事に調べられるというふうな場合に、實際自分の思つたような氣持がそのまゝ意思表示ができるかできないかといふことを懸念するわけとございします。ただいま御説明のように、被疑者なり被告が、自分が選択をいたすことによつてこの制度を否認し、あるいは正式裁判を求めるといふ意思表示ができるじやないか、こういう仰せでございしますけれども、實際面にあたりますと、自動車の運転手の方たちはかような法律そのものからなれば、また警察官と自分との關係についてもよく認識もされてないのが現在の社會の事情でございまして、やはり私はこれがために憲法で保障された正式の審理を受ける意思表示をするのが困難であらう。従つて何も知らない間に進められ、そうして拙速的に確定され、これが前科者になることを私はおそれることが一つと、もう一つは交通取締りの法律によりまして、ただいま改正される附則によりまして、免許証

を取上げられてしまふ。従つてきめられた日に出て行かなければならないということ、自分の自由が非常に束縛されて来るということが一つ、この問題を進めて参りますと、被告なり被疑者がその定められた日に出頭しないというような場合には、結局裁判所の呼出しに応じないので勾留状が発せられるという危険があると私も思うのであります。そういうことも考慮されてこの立案をされたのかどうか、この点も承りたいと思います。と申しますのは、その日に出かけて行かなければお前勾留されるのだというような予感を与えやしないか、従つて自分の自由意思の表示ができない、早く裁判をして片づけようということのみ考慮されて、山でしかを追う獵師のような行き過ぎのあることを私も非常におそれるのであります。が、そういう点についても考慮されておるかどううか。

それからもう一つは、いかなる過程においても本人が弁護人を頼めるといふことの御説明であります。が、弁護人そのものが頼めますならば、おそらく正式裁判ということになつてしまつて、むしろただいまのような非常に考慮されてつくられた本件の制度というのが片つぱしから無になつてしまつて、初めから正式起訴、正式手続で行われた方がよかつたのだという結果と似たような傾向に陥ることに對して考慮されたかどうか、その点も御説明願ひたい。

○下牧説明員 本人が自由な意思を表
明できないという点でございますが、
これは一面ごもつともな点もあるかと
存じます。私どもはその点を非常にお
きそれまして、とにかく規定の上におき

ましては、檢察官に進んで説明をさせる、それから裁判所へ行けば、これは刑事事件の告知ということはただちにそれには当りませんけれども、とにかく自由にしゃべれる——言わなくてもよいのです、自由にしゃべれるということを一応裁判所の方として告げ、またその審議のやり方におきまして格式

ばつたり方をやらずに、酔けた調子で自然に本人から自由に発言ができるようにするというふうに持つて行くようにに考えておるわけであります。この点につきましては、先日参議院の法務委員会と地方行政の連合委員会におきまして、業者の代表と組合の代表を呼んで公述人の意見の陳述がございました。そのときもあまり高飛車にこれできつ／＼やられては困るという意見が出まして、ただ業者の方の意見としましては、ぜひこういう手続で早く落むことはわれ／＼自身としても希望するところであるからやつてもらいたい、そのかわり本人が言いたいことを言えるということについては自分の方で内部的に十分徹底するようにして、本人の権利の主張ということに卑怯にならないように積極的な手を打ちたいという希望がございまして、この法案に賛成というより、むしろぜひこういうものを設けてもらいたいという強い希望があつたくらいでございます。

この法の運用が民主的に行われるという
ことになれば、いって反対しないとい
うような意見でございました。それや
これや考えて行きますと、そういう面
を総合いたしました、比較的スムーズ
にこの手続が行われるのじやなかろう
か、こういうふうに私どもは考えてお
ります。

それから次に、身柄の拘束がこれによつてかえつて増すようなことがないか、という点でございます。實際問題として、こういうような輕微な事件で勾留いたしましたことはございません。ただ從來出頭に応じない被疑者に対して逮捕状によつて逮捕の手続をとるといふことは、ごく少数ではございますが、そういう事例もあつたわけでございます。それで私どももいたしましたは、逮捕とかそういう手荒いようなことをするほどのそういう内容の事件ではございませんので、そういうことをせず、何としまして出頭を確保する方法がなかろうかというので、この免許証を預かるという手を考えてみたわけでございまして、その点は、從來よりもむしろ身柄の拘束ということとは緩和させるのじやないか、かように考えております。

それから第三点の、弁護人をつけようというようにすることになれば、かえつて正式裁判の申立ての割合が多くなつて、それではむだになるのじやないか」といふお尋ねでございますが、私どもといたしましては、法律的な判断に依つていふ違反者でございますから、おかしなと思ひながら弁護士に相談いたしますと、弁護士としては、これはとにかくどういふふうな点をどういふふうな調へ上げているのか、それを一応

て来なければならぬ。それしや前
が行くならおれも一緒に待つてやろう
ということ、一緒に出て行つて、そ
の際本人を弁護するといふようなこと
も十分考えていゝ、またむしろそうい
うような動きがあればそれに越したこ
とはないのでございまして、その意味
において、弁護人をつけるということ
にいたしましたわけであります。私ども
は、この手続に乗せるについてあくま
で無理をかけてはいけないといふので
、手続のどういふ段階でも、異議が
あれば、それで正式にまわすといふこ
うにいたしてございますから、そうい
う場合に、弁護人がついて行つたがた
めに、正式にまわる率が多くなれば、
それで十分じやないかというふうに私
どもは考えておるわけにございます。

○古屋(貞)委員 実は私ども實際に遭遇しておるわけなんです、交通事故の取締り違反については、結局のところ取締りをしておる警察官と運転手との水かけ論が大部分多い。その水かけ論が、ただいまのようなことにして、地連に行われますと、これは相当いざが起きて来るんじゃないか。従つて結論になりますと、現場の検証であとかいふような複雑な問題になつてま

から詳しく御覧聞かれましたので承りたいと思うのであります。

今具体的に承りたいのは、第七条の問題であります。この七条によりますと、「即日期日を開いて審判するものとす。」かようなことになつておられますので、この点について、私が先にお尋ねいたしましたような行き過ぎざり行われるのではないだろうか。いわゆる呼び出されてお調べを受けますの組合においては、努めて自分の考えておりますことを弁明させ、納得をさせ裁判をして行かなければならない、ように考えるのでありますが、この「即日期日を開いて審判する」かようなことに制約されて参りますと、結ここに無理が行われるのではないのかように考えておるわけです。この点について、もう少しこの条文の趣旨精神を御説明したいと思ひます。

○下牧説明員　ここに「即日期日を要して審判するものとする。」こういう表現を使いましたのは、原則論をここに表わす気持でございます。でございすから、法律的には翌日に延ばすことも可能でございますが、建前として即決裁判の請求があれば、その目について裁判の宣告までするというのが前だぞというふうにいたしましたわけでございます。

そのわけは、先ほども申し上げましたように、違反者が警察に呼び出れ、検察庁に呼び出され、それから裁判所に呼び出されるということは、略の場合はいけませんけれども、その後また裁判の執行のために出頭しなければならぬことが、手続が長く一つの原因になつておりますので、そういうことをなくするために、ま

警察も検察も裁判所も一箇所に集まりまして、そのおの／＼の手続を済ませれば一番早く行くのではないかと、しかもそれが本人には一番都合のいいことになるのではないかと、このこと、本来流刑作業式にこの手続を進めて行くのを原則といたしたいという気持ちから、この条文を設けたわけでござい

ます。でございますから、つかまえたその日にやるという趣旨ではないので、二、三日あるいは三、四日の余裕を置いて本人が出て参りますので、そのときに、自分がどうもこれはおかしいなというふうな気持ちがありますならば、その間に専門家に相談するなり弁護士に相談するなり、いろいろ手も打てるわけでありまして。そういうふうなことで余裕を持つて出て来て、そこで先ほど申し上げましたように、本人がフリーな気持ちでしゃべれるように手当たりたしまして、その気持ちを聞いた上で、異議がなければ、この手続に乗せる。しかも事件の内容と申しますれば、ごく簡単なものだけでございます。たとえて申しますれば、信号無視の事件といたしますれば、その自動車走らせるときに信号が赤になつておつたか、あるいは注意信号になつておつたかというふうな判断がポイントになるわけでありまして。しかも事件の内容は現行犯でございますから、大体現場において違反は確認されておるといふことになりまして。それから駐車違反にしまして、その車をとめておつた場所が、駐車禁止区域であるかどうかという点が問題になる。またスピード違反にいたしまして、何キロで走つておつたか、これはもちろんいろいろ機械ではかる方法がございますが、そ

う点が問題になるだけでございまして、その事件の内容はごく簡単でございます。本人に身に覚えがあれば、それで／＼と進んで行くべき性質の事件なのでありますから、この手続に乗せたからといって、問題は起きない、かように考えるわけでござい

ます。それからもしもめるようなことになりまると、これはこの手続に乗せることが不相当な場合でございます。そので、裁判所としては当然これを正式の手続に乗せて行くことに相なつて参ります。御心配の点は万々ないと思います。私も考えておるわけでござい

ます。○古屋(真)委員 たいだいの七条と九条の関係なのでございまして、九条には、被告人が出頭しなければ開廷することができないということになつておりますので、裁判長自身は、呼出しがあり、定められた期日に出席した場合には、定められた期日に出席した場合には、逮捕状も出せるということになるので、先刻私が承りましたような人身の保護に対して欠ける点が出て来やしないかというところをお尋ねしたのでありますが、これが必要要件になつておるわけでありまして、この七条と九条との関係の緩和条件はどういうふうになるのでしょうか。出なかつた場合の取扱いは……

○下牧説明員 これは略式手続におけることが多く、非常にいろいろ書類をつくることを省略いたしまして、しかも本人に弁解の機会も与えなくして、そういうことをやる点について、先ほど来お説の通りのような人権侵害のおそれがございますので、そのおそれがな

いよう担保いたしますために、どうし

ても一応本人に当らなければこの裁判というものは行えないのだということ、被告人の出頭というのを要件といたしたわけでございまして。それで出て来ない場合にはもちろん七条の原則には違反いたしますけれども、決して例外を認めないわけではないのでございまして、そういう場合には裁判所が普通に呼出しをいたします。その場合に電話でやろうがあるいは葉書でやろうが、召喚の手続にのせて召喚いたしましようにこれは裁判所の自由ということに相なろうかと存じます。

○古屋(真)委員 それから十条の関係でございますが、十条によりますと、刑事訴訟法の二百九十一条によつて定められておる黙秘権の告知 特に捜査手続に適用されておりますものをここにこう当てはめて来ておる、これはむしろ審理でございまして、この黙秘権の問題は刑事訴訟法の二百九十一条をこちらへ持つて参りまして、これと同じ告知、いわゆる黙秘権に対する告知を申すべきであると私は思うのであります。これは精神は同じでございます。いまいしょうか、それともやはり違つておるのでしょうか。承りまする被告人につきましては、刑事訴訟法の百九十八条と二百九十一条の趣旨は非常に違つて来ると私は思うのですが、一方は捜査過程における関係であり、一方は審理の過程における関係でありますから、やはり本人の納得の行く十分な了解を得まして、自由を尊重するということになりますと、二百九十一条がここへ持つて来られなければなら

ないようによります。特にここに捜査過程における同じような趣旨が

盛りられておるのはどうい理由でございまいしょうか。

○下牧説明員 実際問題といたしましては、私どもは法第二百九十一条の黙秘権の場合と、それから法第九十八条の供述拒否権の場合と、その内容はわかるものじゃないかと考えております。ただ形の上におきまして、いかに二百九十一条の黙秘権の告知というのが丁寧になつておる、その関係でこの手続の性質からいまして、そこまで言わなくても、いわゆる捜査官憲が告げる程度の供述拒否権程度のことを告知すれば十分じゃないかと、このうのが第一点と、それと合せて被告人の期日における出頭というの、被告人を取調べるという考え方を捨てておりました、あくまで弁解の機会を与えるというのを主張にいたしておるわけでございまして。これが第二項に現われております。

○古屋(真)委員 実はこの黙秘権の告知については、当委員会でも、刑事訴訟法の改正でいふ問題になつた

のでありますが、やはり私どもはこういううなところのこの片鱗を見ますと、今回のこの制度というものが、早く事務的に物を片づけるための目的に使われて、最もわれ／＼が尊重しなければならぬ人権尊重の点に欠ける点がある、こういうことを痛切に感ずるの

でございますが、ただいまの御説明でこの趣旨はよくわかりましたが、どうも私どもには納得いかない。この点、問題は、要は、基本人権の尊重を一方においてはどこまでも守らなければならぬということ、事務的に処理しなければならぬということの関係の調和をどこに持つて行くかという問題になると考えるのでございまして、けれども、やはりこの点は、刑事訴訟法の二百九十一条の二項の規定がここに当てはまらなければならぬ事項だ。これは裁判は裁判でございまして、確定いたしますと、確定判決としての執行を受けなければならぬ、かようなことを考えるのでございまして、この点も御考慮願いたいと思つて、この点も私時間がありまけんから、最後に申し上げたいことは、かようにいたしまして、事務的な処理のために、基本人権の取扱いが粗漏になつて来る、従つてわが日本の国におきまして今最も国民から信頼を受けておる司法権の独立と、裁判の権威というものにつきま

したの觀念が国民から失われ行くというやうなおそれがあるならば、私はむしろ略式命令で、相当の期間がかりまして、やはり被告人の納得と了解のもとに行われる裁判が必要だとかように考えておりました、裁判に對する国民の信用というものが、か

ように簡単に物を片づけられて行く

ことによつて、前科数犯ということになつて参りますと、私は国民の裁判に対する考え方が相当かわつて来るのじやないかということ、実はおそれるわけなんです。この点について相当御考慮をなされたことは存じますけれども、私どもはつとめてたとい小さい事件でございまして、他の勞力、予算は省きまして、基本人權に対する關係におきまして、まことにできるだけの親切丁寧と慎重を期さなければならぬということを考えておるわけなんです。この点につきましては相当お考えあそばされたと思いますけれども、私どもこの法案に対する私どものもの、私どもは決意を定めまする場合におきましては、重要な關係を持つと思ひますので、裁判に対する国民の信頼を失うようなおおそれはないかどうか、この点について十分御考慮をされたかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○下收説明員 この手続によつて、従来よりも事件審理の实体が粗略になるのじやないかという御懸念でございますが、前々から申し上げております通り、私どもはむしろこれで実体的には丁寧にいたしたつもりでございます。と申しますのは、この手続を第一審の公判手続と同じようにお考えになりますると、これは非常に簡略になつております。しかしながら決してこの手続は公判手続を簡略化したしたものではないのでございまして、従来行われております略式手続、これが被告人の弁解も聞かずに、検察庁で調べて、検察官が請求したら、そのまま出されている略式命令について、今度はその命令をする前に裁判官が本人に当つた上で、事実関係を確かめて、それでこの裁判

を言い渡そう、こういう考え方でございます。あくまで考え方といたしましては、従来の略式を口頭化したというような形で考えておるわけでございます。今までやみでやつておつたものを、今度は本人を目の前に置いて、そうして事実関係を確かめた上で裁判を出すという点におきましては、これはむしろ非常に丁寧になつているように私どもは考えておるわけでございます。

それからの裁判の權威の点でござい
ますが、従来の略式手続におきまし
て、略式命令があつて本人が正式裁判
の申立てをした数と、それから裁判所
において略式命令相当ならずというこ
とで正式裁判にまわした数、これを合
計いたしましたて、その割合は〇・一％、
千人に一人ということになつておるわ
けであります。これは交通事件だけに
ついての問題でございします。そうい
ふうに大体の事件というものはスムー
ズに、少くとも統計上は本人に異議な
く行われておる、それをもう一つ簡易
化して、手続の面において、形式の面
において簡易化して、実体の面ではも
う少し丁寧にしうということで調節
をはかつたのでございまして、このた
めに誤判が非常に多くなつて裁判の權
威を落すということは、從來以上に權
威が落ちて来るというふうには考えま
せん、むしろその逆になるのじやな
いかと私どもは考へております。

それからいふ一点、裁判の權威の点につきまして、こういう簡単なやり方で裁判を言い渡されるということとは、これはたとい公判前の手続にしてもあまり軽々しくて、俗な言葉で申しますれば安直になり過ぎるじやないか、そういう意味で裁判というものが非常に

輕く見られるおそれがあるのではないかと
いう点、この点はやはり一つの問題
でございます。問題ではございませうが、
裁判というものが、そも／＼かみしも、
を着て高いところに裁判官がすわつて
おつて、そうして上から見おろしなが
らやるというのが、必ずしも裁判の権
威を維持するわけではございません。
ただこれがもう普通の手数料を納める
ような観念になつて、刑罰を言い渡さ
れるというような観念がなくなつて参

りますと、これは問題でございますが、その点につきましてあくまで裁判をいたします場所は、これは法廷ということに限りまして、簡単に警察の庁舎を借りてやるのか、そういうことはできないようにいたしておるわけでございます。法廷と申します以上は御存じのように裁判所の構内、あるいは最高裁判所が特別な事情があつて指定した場所でなければ法廷ということにはなりません。手続はあくまでも法廷においてやる、そのやり方は砕けたやり方で、むしろ民衆と裁判所が近づくようなやり方においてこの手続を行いたいというふうに私どもは考えておるわけであります。その意味におきましては、簡便なやり方にはなつておりますが、そのゆゑに裁判が非常に軽く見られるということにも相なるまいというふうに考えております。

○古屋貞(委員) 事は相当重要なこと
でございまして、いろいろ御説明を承
りましたが、問題は、ただいま申し上げ
ましたように基本人権の尊重と事務
の円滑をどこに持つて来るかというこ
とだと思ふのでありますが、私どもも考
えまして、御説明をしていたいたしたよ
うなお考え通りに実際にこれが円滑に

行わねるかどうか、この点も非常に懸念をいたすような次第でございまして、この点も実際にやつてみなければわからぬと思うのでありますけれども、その点が事志と一致するかどうか、私どももここに懸念するのでございますが、いずれにいたしましても、この点について、どこにめどを置くかということになつて来ると思うのであります。この点はあらためてまたお尋ねしたいと思ひます。

そこで委員長に對しまして私お願いしたいことは、かような人権に関する重要な新しい制度になりますので、どうか業者並びに関係者、学識経験者をお呼びになりまして、公聴会を開いていただいて、その意見も聞いていただきたいと思います。かように希望いたします。

○小林委員長　ただいまの御要望に對しましては、また委員会にかけまして善処したいと思ひます。

それでは本日はこの程度にとどめておきます。明日は午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散會

法務委員會議錄第十号中正誤

頁段行誤

三二末一

三
二末三
防更生

「犯罪者予
防更生法」

決定の通知
決定の通知

護正
裁判所から
裁判所から

五議錄第十号中正誤

昭和二十九年三月十二日印刷

昭和二十九年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局